○厚生労働省令第五十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第二十八条第二項、第四十九条及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の十第五号中「農業協同組合中央会」を「農業協同組合連合会」に改める。

別表第二の七の部発変電科の項、送配電科の項及び電気設備科の項及び電気設備管理科の項中「三九〇」を「三八〇」に改め、同表の十七の部織機調整科の項中

「①　製織実習 ②　整経実習 ③　調整及び修理実習」	を

に改め、同表の十九の部洋裁科の項、洋服科の項及び縫製科の項中「人体」を「人台」に改め、同表の二十の部和裁科の項中「補てつ実習」を「補綴実習」に、「人体」を「人台」に改め、同表の二十二の部木型科の項中「③　木工用機械」を「③　木材加工用機械」に、「木工用機械類」を「木材加工用機械類」に改め、同部木工科の項中「①　木工品」を「①　木製品」に、「⑤　木工品製作実習」を「⑤　木製品製作実習」に、「木工用機械類」を「木材加工用機械類」に改め、同部工業包装科の項中「木工用機械類」を「木材加工用機械類」に改め、同表の二十九の部石材加工科の項中「二〇〇」を「一八〇」に、「二二〇」を「二四〇」に改め、同表の四十の部竹工芸科の項中「竹、とう等」を「竹、籐等」に、「とう工作用機械類」を「籐工作用機械類」に改め、同部印章彫刻科の項中「印章鋳造法」を「印章製造法」に改め、同表の四十四の部電気通信科の項中

「①　工作実習 ②　織機分解及び組立実習 ③　調整及び修理実習 ④　機械の据付実習」	を

に改め、同表の五十の部ＯＡシステム科の項、ソフトウェア管理科の項及びデータベース管理科の項中「一五〇」を「一〇〇」に、「二五〇」を「三〇〇」に改め、同表の五十六の部プログラム設計科の項中「ハードウェア工学概論」を「ハードウェア概論」に、「一五〇」を「一〇〇」に、「六二〇」を「六七〇」に改め、同部システム設計科の項中「一五〇」を「一〇〇」に、「六五〇」を「七〇〇」に改め、同部データベース設計科の項中「一五〇」を「一〇〇」に、「六二〇」を「六七〇」に改める。

別表第五第一号の表及び別表第五第二号の表中複写機組立て科の項を削る。

別表第六の三の部航空機整備科の項中「塗装室　洗浄装置」を「塗装室」に改め、同表の五の部アパレル技術科の項及び和裁技術科の項中「人体」を「人台」に改め、同表の六の部製パン・製菓技術科の項中「計測器類　製図器及び製図用具類」を「計測器類」に改め、同表の八の部環境化学科の項中

「実験室　機器分析測定室　機器分析装置　化学実験装置」	を

「測定室　装置」を「実験室」に改め、同部産業化学科の項中

「実験室　機器分析測定室　機器分析装置　化学実験装置」	を

「実験室」に改め、同表の九の部原子力科の項中「実験室　測定室」を「実験室」に改め、同表の十二の部港湾流通科の項及び物流情報科の項中「情報処理実習室　中央演算処理装置類」を「情報処理実習室」に改め、同表の十三の部ホテルビジネス科の項中「実習場　実験室」を「実習場」に改め、同表の十四の部調理技術科の項中「実習場　実験室」を「実習場」に改め、同表の十四の部調理技術科の項中「実習場　実習場」に、「調理用機器類　実験用機械類」を「調理用機器類」に改める。

別表第十一木工科の項中「木工品製作」を「木製品製作」に、「工作法（木工品」を「工作法（木製品」に、「木工用機械」を「木材加工用機械」に改め、同表印章彫刻科の項中「印章鋳造法」を「印章製造法」に改める。

別表第十一の四、別表第十二及び別表第十三中複写機組立ての項を削る。

別表第十三の二婦人子供服製造の項中「婦人子供既製服製造作業」を「婦人子供既製服縫製作業」に改め、同表写真の項を次のように改める。

写真	一　写真一般 写真の歴史 光学と色彩の基礎理論 二　写真機材 レンズの種類、構造及び使用方法 光源の種類、構造及び使用方法 三　撮影法 採光の方法 撮影の方法 四　肖像写真デジタル制作法 デジタル画像理論 ハードウェアの種類、構造、機能及び使用方法 ソフトウェアの種類、機能及び使用方法 五　関係法規 著作権法関係法令及び個人情報の保護に関する法律関係法令のうち、写真制作に関する部分 六　安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識
肖像写真デジタル作業 肖像写真デジタル制作	

別表第十三の五産業洗浄の項中「化学分析の方法」を「化学分析」に改める。

（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の三の次に三表を加える改正規定中「複写機組立て」を削る。

別表第十一の四の次に表を加える改正規定のうち別表第十一の四の二中複写機組立ての項を削る。